

久居駅東口公共自転車等駐車場
指定管理者募集要項

令和8年9月
津市市民部市民交流課

目 次

1	募集の目的	1
2	対象施設の概要	1
3	駐車場の運営概要	1
4	管理運営に係る条件	3
5	指定期間（予定）	4
6	業務内容	4
7	応募資格	4
8	公募のスケジュール及び募集手続	5
9	応募書類及び提出部数	7
10	指定管理者の選定	7
11	協定の締結	8
12	留意事項	8

1 募集の目的

久居駅東口公共自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第210号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるに当たり、下記のとおり指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

- (1) 名 称 久居駅東口公共自転車等駐車場
- (2) 所在地 津市久居新町905番地8
- (3) 敷地面積 1,230.58㎡
- (4) 施設の構造等
 - ア 構 造 鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造 平屋建て
駐輪ラック及び駐輪パイプ付き、照明付き
 - イ 延床面積 831.21㎡
 - ウ 収容台数 510台（原動機付自転車30台、自転車480台）
 - エ 施設内容 自転車等駐車場、管理室
 - オ 供用開始 令和2年4月1日
- (5) 施設の設置目的

原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）又は自転車（同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）（以下「自転車等」という。）を利用する者の利便を確保するとともに、駅周辺の交通の安全確保を図るため。

3 駐車場の運営概要

- (1) 利用可能日 1月1日～12月31日（年中無休）
- (2) 利用時間 24時間
- (3) 利用方法 定期使用及び一時使用
- (4) 有人管理時間 月～土曜日（祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く。）
午前7時～午前9時30分及び午後4時30分～午後8時
- (5) 駐車料金 次表（条例別表第2）のとおり

別表第2（第28条関係）

駐車場の駐車料金

（単位：円）

自転車等の 区分	使用区分	一時使用	定期使用		
			1箇月	3箇月	6箇月
原動機付自転車	一般及び 通学	200	3,140	9,200	18,000
自転車	一般	100	1,570	4,600	9,000
	通学	100	1,040	3,050	6,000
〔備考〕 1 一時使用において、24時間を超えて駐車場を使用した場合の駐車料金は、一時使用に係る駐車料金に、その超えて使用した24時間（24時間未満は、24時間					

とする。) ごとに原動機付自転車にあつては200円を、自転車にあつては100円を加算する。

- 2 1箇月の定期使用において、月の途中を使用開始日とする場合の駐車料金は、使用許可に係る月の初日から10日までの間に使用を開始する場合にあつては1箇月の定期使用に係る駐車料金と同額とし、使用許可に係る月の11日から20日までの間に使用を開始する場合にあつては1箇月の定期使用に係る駐車料金の3分の2の額とし、使用許可に係る月の21日から末日までの間に使用を開始する場合にあつては1箇月の定期使用に係る駐車料金の3分の1の額とする。この場合において、当該駐車料金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(6) 収支実績 (令和4年度～令和7年度) 次表のとおり

(単位：千円)

決算区分	令和4年度	決算区分	令和5年度	決算区分	令和6年度	決算区分	令和7年度
収入	5,927	収入	5,447	収入	5,148	収入	5,200
利用料金	5,927	利用料金	5,447	利用料金	5,148	利用料金	5,200
支出	5,928	支出	5,447	支出	6,286	支出	5,724
人件費	3,408	人件費	3,370	人件費	3,704	人件費	3,645
施設維持管理費	530	施設維持管理費	360	施設維持管理費	571	施設維持管理費	330
光熱水費	17	光熱水費	19	光熱水費	20	光熱水費	18
修繕料	23	修繕料	0	修繕料	103	修繕料	0
保守点検費	490	保守点検費	341	保守点検費	448	保守点検費	312
事務費	1,990	事務費	1,717	事務費	2,011	事務費	1,749
収支差引額	-1	収支差引額	0	収支差引額	-1,138	収支差引額	-524

(7) 利用実績（令和4年度～令和7年度）

（単位：件）

R4 利用状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自転車定期利用	399	395	384	391	389	390	385	371	367	363	316	369
原付定期利用	7	7	7	7	6	7	6	5	5	5	6	6
自転車一時利用 のべ件数	308	363	375	361	362	338	378	272	249	254	240	315
原付一時利用 のべ件数	43	36	70	72	42	51	55	59	45	31	39	58

R5 利用状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自転車定期利用	385	374	376	380	375	369	370	354	350	344	315	362
原付定期利用	8	8	8	10	12	9	10	10	9	9	8	7
自転車一時利用 のべ件数	405	389	345	352	392	387	420	383	338	304	308	351
原付一時利用 のべ件数	65	76	77	86	86	91	59	43	44	28	47	49

R6 利用状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自転車定期利用	362	354	357	353	353	354	351	337	335	329	314	345
原付定期利用	7	7	7	7	8	8	8	7	7	8	8	8
自転車一時利用 のべ件数	452	469	383	467	282	423	434	405	441	374	363	376
原付一時利用 のべ件数	46	44	50	38	38	35	50	62	58	51	42	48

R7 利用状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自転車定期利用	346	341	340	335	339	335	331	330	332	332	271	326
原付定期利用	8	8	8	7	7	9	9	9	9	9	8	9
自転車一時利用 のべ件数	461	480	436	495	554	394	459	442	436	432	459	497
原付一時利用 のべ件数	47	59	51	42	47	36	34	19	55	55	35	35

4 管理運営に係る条件

(1) 基本的条件

利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者が支払う駐車料金を自らの収入とし、施設の管理運営費（「6 業務内容」及び別添「久居駅東口公共自転車等駐車場指定管理業務要求水準書」に掲げる指定管理者が行う業務に係る経費（以下「管理運営費」という。）に充てるものとします。なお、本市からの指定管理料の支払いはありません。

(2) 収支に係る条件

駐車料金収入と管理運営費の差引額に赤字が生じた場合は、本市からの補填はありません。

(3) 災害等における措置

災害等により施設の大規模な修繕を伴うなどの特別な場合を除き、原則として本市からの経費的措置は行いません。

5 指定期間（予定）

令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

6 業務内容

(1) 指定管理者が行う業務

ア 駐車場の使用の許可に関する業務（第三者委託不可）

イ 駐車場の施設、設備器具等の維持管理に関する業務

ウ その他市長が必要と認める業務

(2) 業務の留意事項

ア 駐車場の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、事前に本市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

イ 指定管理者が行う業務は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約です。指定管理者として指定された法人その他団体（以下「法人等」という。）は津市公契約条例第6条の規定に基づき別紙1「特記仕様書」における労働環境の確保に係る誓約事項について誓約しなければなりません。

7 応募資格

(1) 指定期間中、駐車場を安全かつ円滑に管理・運営できる法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）

なお、個人での応募はできません。

(2) 事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる者であること。

(3) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第

86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

8 公募のスケジュール及び募集手続

(1) 公募及び選定スケジュール

本件の選定並びに選定後のスケジュールは下表のとおりとします。

※本スケジュールは募集要項配付開始時点の予定であり変更が生じる場合があります。

	時期	内容
令和 8年	9月2日(水)	募集要項等の公表
	9月9日(水) 午後4時まで(必着)	説明会の参加申し込み
	9月10日(木) 午後2時から	公募説明会
	9月2日(水) 午前8時45分～ 同年9月16日(水) 午後4時(必着)	質問の受付
	9月18日(金) まで	質問の回答
	9月2日(水) 午前8時45分～ 同年9月30日(水) 午後4時(必着)	応募書類の受付
	10月上旬予定	選定委員会
	10月中旬予定	選定結果の通知 指定管理者候補者決定
	12月下旬予定	指定管理者の指定 (本市議会の議決) 指定の通知
令和 9年	3月下旬まで	協定の締結、事前準備業務
	4月1日(木)	指定管理業務開始

(2) 応募手続

ア 募集要項等の配付

募集要項、要求水準書及び申請書類(以下「募集要項等」といいます。)については、本市のホームページで公表しますので、原則として同ホームページから入手してください。

ただし、この方法で入手できない事情がある場合は、募集要項等は以下の場所でも配付しますので、事前連絡の上で配付場所までお越しください。

(ア) 配付場所での配付期間 令和8年9月2日(水) 正午～9月18日(金)

(イ) 配付時間 午前8時45分～午後4時

(ウ) 配付場所 〒514-8611 三重県津市西丸之内2-3番1号 津市役所本庁舎3階
市民部市民交流課交通安全担当

イ 公募説明会の開催

公募内容の説明会を以下のとおり開催します。なお、説明会への参加は任意とし

ます。説明会に不参加の場合も、その後の公募への参加は可能です。

説明会の参加に当たっては申込みを必要としますので、以下の事項に基づき手続きしてください。

(ア) 開催日時

令和8年9月10日（木）午後2時から

(イ) 会場 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎8階
大会議室C

(ウ) 参加申込方法

様式A「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。参加人数は、法人等1者当たり3名以内とします。

なお、持参の場合を除いて、必ず電話にて到達を確認してください。ただし、電話による到達の確認は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後4時までに行ってください。

(エ) 申込期限 令和8年9月9日（水）午後4時まで（必着）

(オ) 申込先 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎3階
市民交流課交通安全担当

電話 059-229-3142

FAX 059-227-8070

メールアドレス 229-3252@city.tsu.lg.jp

(カ) 注意事項

当日、本市では募集要項等は準備しませんので、持参してください。

当日、説明会における質問については一切受け付けませんので、質問がある場合は、後記「ウ 公募に関する質問の受付」をご覧ください。

ウ 公募に関する質問の受付

駐車場の業務や施設の内容等、公募に関する質問がある場合、様式B「質問書」を電子メールで提出してください。なお、電話や口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。また、必ず電話にてメールが到達したことを確認してください。ただし、電話による到達の確認は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時45分～午後4時の間に行ってください。

(ア) 受付期間 令和8年9月2日（水）～令和8年9月16日（水）（必着）

(イ) 送付先 津市市民部市民交流課交通安全担当

メールアドレス 229-3252@city.tsu.lg.jp

エ 質問の回答

令和8年9月18日（金）午後4時までに、本市ホームページで質問者名は非公表とした上で全質問とその回答を公表します。なお、回答に対する再質問は認めません。

オ 応募書類の受付

「9 応募書類及び提出部数」に規定する応募書類一式を持参若しくは郵送にて提出してください。必要な書類の有無のみ確認の上、受け付けます。

(ア) 受付場所

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市役所本庁舎3階 市民部市民交流課交通安全担当

(イ) 受付期間

令和8年9月2日（水）午前8時45分～令和8年9月30日（水）

午後4時（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）（必着）

(ウ) 提出方法

「9 応募書類及び提出部数」に規定する応募書類一式を、持参若しくは郵送にて提出してください。

9 応募書類及び提出部数

以下のとおり応募書類一式を持参若しくは郵送にて提出してください。

なお、副本は、会社名、ロゴ等で応募者が特定できないように作成してください（黒塗り等、非表示としてください）。

(1) 別紙2「自転車等駐車場指定管理者指定申請書」【1部】

(2) 法人等に関する書類関係【正本各1部、副本各2部（複写可）】

ア 申請者の経営状況に関する書類（指定申請書を提出する日の属する事業年度から直近3か年の法人等の事業報告書、収支決算書又は計算書類（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び財産目録（主要科目の明細）又はこれらに準ずる書類）

イ 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに類する書類

ウ 登記事項証明書（法人に限る。）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

※ 指定申請書を提出する日前3か月以内に取得したもの

エ 国税及び本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納（未納税額）が無いことを証明するもの（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納（未納税額）が無いことを証明するもの。）

※ 指定申請書を提出する日前3か月以内に取得したもの

オ 印鑑登録証明書

※ 指定申請書を提出する日前3か月以内に取得したもの

カ 別紙3「宣誓書」

(3) 提案書類関係【正本各1部、副本各2部】

ア 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要がわかるもの

イ 別紙4「久居駅東口公共自転車等駐車場の管理に係る事業計画書」

ウ 別紙5-1～5「久居駅東口公共自転車等駐車場の管理に係る収支計画書」

10 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定に当たっては、津市指定管理者選定委員会の設置等に関する要綱に基づき、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定の基準

評価点算出の評価基準は、別紙6「指定管理候補者選定基準」のとおりとします。

なお、選定審査による評価点が、設定した評価最高得点の60%（6割）に満たない者は、指定管理者候補者には選定しません。

(3) 選定委員会による審査

選定委員会において、書類審査（申請書類による応募資格及び提案内容等）を実施します。

選定委員会については、令和8年10月上旬頃を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査終了後速やかに、応募者全員に書面で通知します。また、本市のホームページ上でも公表します。

(5) 指定管理者の決定

令和8年12月に開催予定の津市議会における指定管理者の指定に係る議案の議決を経て指定管理者に決定します。決定後、指定管理者に書面で通知します。

(6) 失格の要件

応募する法人等が次の要件に該当した場合は、失格とします。

- ア 法人等の代表者及び代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会に個別に接触した場合
- イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 複数の事業計画書等を提出した場合
- エ 申請書類の受付期限までに所定の書類が揃わなかった場合
- オ その他不正行為があった場合

11 協定の締結

指定管理者は、本市と駐車場の管理に関する基本協定書及び年度協定書を締結いただきます。なお、主な協定の項目については、次のとおりです。

(1) 基本協定

- ア 指定の期間
- イ 基本的な業務の範囲
- ウ 個人情報の取扱いに関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ 指定の取消しに関する事項
- カ 使用許可に関する事項
- キ 危険負担に関する事項
- ク 事業の引継ぎに関する事項
- ケ その他、駐車場の管理において必要と認める事項

(2) 年度協定

- ア 年度協定の期間
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他、駐車場の管理において必要と認める事項

12 留意事項

- (1) 本募集に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 選定の対象は、受付期間内にすべての応募書類を提出した者に限ります。
- (3) 本市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することは禁止します。
- (4) 応募に当たって提出した書類の受付期限後における差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 応募書類の記述に虚偽又は不正があった場合や、応募者及びその関係者において違法又は不正な行為があった場合、その応募は無効とします。
- (6) 応募に際して、第三者等に利害関係が及んだ場合、あるいは及ぶ恐れがある場合は任は一切応募者にあるものとします。
- (7) 応募者及びその関係者が指定管理者選定委員会委員等に対し、本件審査に関して公性を失する接触を行った場合は、その応募は無効になります。

(8) 応募書類は返却しません。また、応募書類は目的外には一切使用しません。

(9) 著作権については、次のとおり取り扱います。

指定管理者の指定までの間は、応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は本指定管理者の選定の実施に関する報告その他必要な場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用し、又は応募書類の内容を複製等して使用できるものとします。

以上の募集要項のほか、詳しくは、別添「久居駅東口公共自転車等駐車場指定管理業務要求水準書」を参照してください。

問い合わせ先

津市市民部市民交流課

担当者：鎌田・近田

電話 059-229-3142

FAX 059-227-8070

E-mail 229-3252@city.tsu.lg.jp